

2019 年度 9 地域 FA 活動支援金 交付要項

1. 趣旨

本要項は、地域サッカー協会（以下「9 地域 FA」という）の実施する公益目的事業の推進及び事務局機能の充実を目的とした「9 地域 FA 活動支援金」を交付するため、必要な事項を定める。

2. 目的

「9 地域 FA 活動支援金」は、国民のサッカー・スポーツへの広い理解と関心を高め、青少年の健全な育成及びより良い社会の形成を促進し、もって国民の心身の健全な発達と社会の発展に寄与するため、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「JFA」という）が、9 地域 FA が行う各種公益目的事業等に対してその活動を支援すること、並びに 9 地域 FA の事務局機能を充実させることを目的に交付するものである。

3. 期間

本要項は 2019 年度の「9 地域 FA 活動支援金」の交付について定める。なお、2019 年度の「9 地域 FA 活動支援金」の対象となる事業は 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに行われる事業とする。

4. 支援金の限度額

2019 年度に各 9 地域 FA に交付される「9 地域 FA 活動支援金」は、以下の金額を限度額とする。

9 地域 FA 名	2019 年度 9 地域 FA 活動支援金限度額
公益財団法人北海道サッカー協会	12,020,000 円
一般社団法人東北サッカー協会	12,280,000 円
一般社団法人関東サッカー協会	12,540,000 円
一般社団法人北信越サッカー協会	12,150,000 円
一般社団法人東海サッカー協会	12,020,000 円
一般社団法人関西サッカー協会	12,280,000 円
一般社団法人中国サッカー協会	12,150,000 円
一般社団法人四国サッカー協会	12,020,000 円
一般社団法人九州サッカー協会	12,540,000 円
合 計	110,000,000 円

5. 支援の対象となる事業及び経費

「9 地域 FA 活動支援金」の対象となる事業は、9 地域 FA が実施する公益目的事業とし、支援の対象となる経費は、その事業を実施するために必要な直接経費とする。また、支援の対象となる事業は、2019 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで実施され、かつ当該事業の実施にかかる経費がそ

の期間に支出される事業とする。但し、各 9 地域 FA は、支援金限度額のうち 10,000,000 円までを、以下に定める「事務局運営のための経費」に充当できるものとする。なお、公益目的事業を実施するための必要な直接経費及び事務局運営のための経費の詳細は、別に定める説明資料に記載のとおりとする。

「事務局運営のための経費」の対象となる経費
・事務総長及び事務局員の人件費 ・事務所家賃、通信費、水光熱費等の事務所費 ・事務局業務の業務委託費等

6. 申請・支払・報告手続き

1) 申請

9 地域 FA は、「4. 支援金の限度額」に記載された限度額内において、別に定める様式により、所定の締切日までに「9 地域 FA 活動支援金申請書」を提出すること。

2) 申請内容の審査・交付決定額の提示

申請書の提出を受けて、JFA はその内容を審査し、必要な場合は 9 地域 FA に対してヒアリング調査等を行い、「9 地域 FA 活動支援金」の交付決定額を提示する。また、JFA は「9 地域 FA 活動支援金」の使用方法や配分割合等について、9 地域 FA に対し指導する場合がある。

3) 支援金の入金

「9 地域 FA 活動支援金」は、2019 年 6 月末までに JFA から 9 地域 FA に対して入金する。

4) 実績報告

9 地域 FA からの支援対象事業の実績報告(使途報告)は別に定める説明資料に基づき、期限内に JFA に提出するものとする。

5) 実績の審査・支援金額の確定

実績報告書の提出を受けて、JFA はその内容を審査し、2020 年 5 月末までに支援金額の最終確定を行う。なお、申請時よりも対象経費が縮小して「9 地域 FA 活動支援金」が予定どおり、また本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFA は交付決定額に対し減額して確定することがあり、9 地域 FA はその差額分を返金するものとする。

7. 支援対象事業の実施

9 地域 FA は、「9 地域 FA 活動支援金」の交付の決定内容(次号に基づき計画変更をした場合はその承認された内容)及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって支援対象事業を行わなければならない。「9 地域 FA 活動支援金」の他の用途への使用をしてはならない。

8. 計画の変更

「9 地域 FA 活動支援金交付申請書」に記載された内容を変更しようとするときは、事前に JFA に確認し、申請書を再提出し、了承を得た上で、これを実行するものとする。

9. 調査等

JFA は、「9 地域 FA 活動支援金」の執行の適正を期するために必要と認めるときは、9 地域 FA もしくは 9 地域 FA が行う事業に協力する者に対し報告をさせ、またはその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対しヒアリングを実施することがある。

10. 「9 地域 FA 活動支援金」の経理

9 地域 FA は、支援対象経費の支出を証する書類を整理して収支簿とともに、本支援事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から 7 年間保存しなくてはならない。

11. その他

この要項に定めるもののほか、「9 地域 FA 活動支援金」の交付に関し必要な事項は別に定める。この要項の改正は JFA 理事会の決議に基づき、これを行う。

附則 この要項は、2018 年 12 月 13 日から施行する。